

## 秩父地域し尿処理事業の

### 統合に関する覚書が

#### 締結されました！

令和3年5月に策定された秩父地域し尿処理事業広域化基本計画を指針に、事業統合に向けてさまざまな協議を重ねてきました。



このたび、1月25日、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町および皆野・長瀨下水道組合の長によって秩父地域し尿処理事業の統合に関する覚書の締結式が開催され、事業統合するための基本事項について、1市4町の首長間で合意が取り交わされました。



覚書締結式の様子  
(皆野町役場にて)

今後は、秩父広域市町村圏組合の規約の改正など、事業統合に向けた事務手続きを進めていきます。

### ◇覚書の概要(要旨)

① 統合の期日は令和5年4月1日とする。

② 次に掲げる事務を秩父広域市町村圏組合の一事務とする。

・ 生し尿および浄化槽汚泥の処理に関すること。

・ 生し尿収集に関すること(小鹿野町を除く)。

・ 浄化槽清掃および収集運搬の許可に関すること(小鹿野町を除く)。

③ 職員は覚書締結団体から派遣するが、統合後の職員体制は秩父広域市町村圏組合と協議する。

④ 手数料額の統一は新処理施設供用開始時とし、事業統合時は現行の料金体系を引き継ぐ。

⑤ 事業統合後の経費負担については、新処理施設供用開始までは現行の施設を利用自治体で負担し、建設費を除く統合事務にかかる経費は、均等割20%処理量割80%とする。

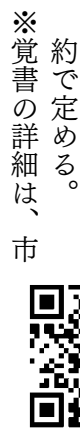
建設費および新処理施設供用開始後の経費は今後協議し、秩父広域市町村圏組合の規約で定める。

※覚書の詳細は、市HPに全文を掲載しています。

秩父地域し尿処理事業広域化準備室(熊木町8-15) ☎26-1135

22-2309

shinyokoiki@city.chichibu.lg.jp



## 市長コラム



### 感染症対策に全力を尽くす

秩父市長 北堀 篤

少しずつではありますが寒さも和らぎ、春の訪れを実感できる季節になりました。3月は卒業式の季節ですが、一昨年来の新型コロナウイルスの影響により卒業式の光景も一変してしまいました。思いつきの多い学舎での最後の式もたくさんの方の制約の中で行われることは、残念でなりません。

しかし、学生の皆様は、コロナ禍で先生や友だちと過ごす時間や絆の大切さなど、これまでは当たり前だと思っていた日常の大切さを感じる事ができたのではないのでしょうか。これから進級や進学、就職などで節目を迎える多くの皆様に、形では見えない当たり前の日常への感謝の気持ちを忘れないでほしいと思っています。

さて、オミクロン株の流行により、第6波が猛威を振るっています。デルタ株に比べて重症化率は低い傾向にあるとはいえ、感染力は約3倍あり、社会経済活動にも大きな影響を与えます。埼玉県から黙食やマスク着用、手指の消毒などの感染予防の徹底が引き続き呼び掛けられています。今一度、感染予防対策の徹底にご理解・ご協力をお願いいたします。

また、秩父地域では3回目接種が始まっています。時間の経過とともに落ちていた予防効果を、再び高めることができます。一般の皆様への接種は、2月17日より、高齢者の方から順番に接種を開始いたしました。接種するワクチンはファイザー社製と武田/モデルナ社製の2種類があります。個別接種は主にファイザー社製のワクチンを使用し、集団接種は武田/モデルナ社製のワクチンを使用しています。

3回目接種は、1・2回目のワクチンと異なるワクチン接種が可能となっております。私も2月下旬に交互接種を済ませました。ご自身と身の回りの方の健康を守るために、積極的に接種をご検討ください。また、ご希望の方は早めの予約をお願いいたします。

今後は、市民の皆様への命と暮らしを守りするため、感染症対策に全力を尽くしてまいります。